

## 公益財団法人東京都医療保健協会 倫理委員会規程

### (目的)

第1条 公益財団法人東京都医療保健協会(以下、当財団という)医療の質向上研究所および練馬総合病院(以下、当院という)の理念および倫理綱領や倫理活動指針にもとづいて、診療行為や医学研究に関する倫理上の問題を審議し、もって「医療における信頼の創造」を確立することを目的とします。

### (構成)

第2条 1 委員会は当財団理事長が直轄します。

2 当財団理事長、当院院長、当院副院長、当院事務長、当院看護部長、および若干名の委員をもって構成します。

3 委員長、委員は当財団理事長が任命します。

4 当財団理事長は院外の有識者若干名を委員に任命することができます。

### (委員会の任務)

第3条 1 倫理上の問題に関する以下の事項について審議します。

(1) 医療行為及び医学研究をめぐる倫理上の事項

(2) 職員等から、具体的な個々の医学研究の実施および診療に関して、委員会に対し申請があった事項の中で、院長もしくは委員長が審議を要すると判断した事項。

(3) 医学研究における利益相反(COI)の審査・指導・管理・報告

(4) その他、委員長が必要と認めた事項

2 職員の教育研修や啓発を企画運営します。

3 患者、地域、及び社会との連携をはかり、信頼の創造を推進します。

4 教育委員会などと協調して活動します。

### (運営)

第4条 1 委員長は、委員会を招集し、その議長となります。委員長の指名する委員がその職務を代行できます

2 委員会は、第3条に定める事項について審議並びに判定します。

第3条(2), (4)で臨床現場の問題に関しては臨床倫理小委員会として院長もしくは委員長の指名した数名で審議します。詳細は臨床倫理小委員会規定に定めます。

3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができません。

4 委員会は、委員以外の者の意見を聞く必要があると認めたときは、関係者に出席を求め、説明及び意見を聞くことができます。

5 委員会の議決は、出席委員全員の合意を原則とします。ただし、委員長が必要と認

める場合は3分の2以上の委員の合意をもって判定することができます。

6 前項の規定にかかわらず、第2条に定める事項について委員会の審議を待たず承認を与えることが必要と委員長が判断した場合は、委員会での審議を要さず、後日、検討結果報告書を委員会で報告することによって審議に代えることができます。なお、承認は委員全員の合意を原則とします。ただし、委員長が必要と認める場合は3分の2以上の委員の合意をもって判定することができます。

7 審議の経過及び判定は、記録として保存します。

8 委員長は、審議事項を院長に報告（答申）します。

（判定）

第5条次の各号に掲げる区分で判定します。

- （1）承認
- （2）条件付承認
- （3）再審査
- （4）不承認

（委員の任期）

第6条 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げません。

（信頼の創造）

第7条 職員は就業規則第1章第1条および第4章第66条第2項に従い、積極的に「医療における信頼の創造」につとめなければなりません。

この規程は平成9年11月1日より実施します。

この規程は平成10年9月17日より変更実施します。

この規程は平成24年10月1日より変更実施します。

この規程は平成28年3月3日より変更実施します。

この規程は平成29年7月16日より変更実施します。